

平成20年9月25日

半澤 一 宣 様

名古屋第一検察審査会

平成20年9月17日付けで問い合わせのありました件につきましては、次のとおり回答させていただきます。

なお、検察審査会の審査会議は、毎日開いている訳ではありませんので、この度の問い合わせにつきまして、検察審査会議に諮り検討したことから、回答が遅れましたことをお詫び申し上げます。

第1 被疑者の氏名について

平成20年9月12日付けの議決結果通知書につきまして、被疑者氏名、
■■■■と記載すべきところを、■■■■と誤って通知してしまいましたことを深くお詫び致します。

議決結果通知書につきましても検察審査会が作成、通知しますので、検察審査会議に諮ったところ、再度訂正した議決結果通知書を送付することになりましたので、別添のとおり送付致しますのでよろしくお願い致します。

第2 議決理由について

審査の方法については、検察審査員11人が、申立書及び添付資料、不起訴記録等をよく読んで不明な点、足りないところ、双方の言い分等について、検察審査員それぞれが、一般的な国民としての経験や、知識等により思い思いの意見を出しつくして、争点の整理ができた後に、評議に入って議決ということになります。

本件につきましても、申立書及び添付資料には、あなたの言われるビデオテープのことも記載されていますから、各検察審査員は、その点も踏まえ、申立人及び被疑者両名の言い分等を十分検討した上で、検察審査会として、

検察官のなした処分を不起訴相当と判断したことになります。

したがって、ご質問の「捜査が不十分であると認定することも困難」とは、検察審査員11人（一般的な国民）が、申立書及び添付資料、不起訴記録等を慎重に審査した結果、検察審査会としては、検察官の裁定について、上記の内容と判断をしたということです。

あなたの意見（社会正義等）は、理解はできますが、検察審査会の議決結果について、これ以上の詳細な内容がないことをご理解頂きますようお願い申し上げます。

360

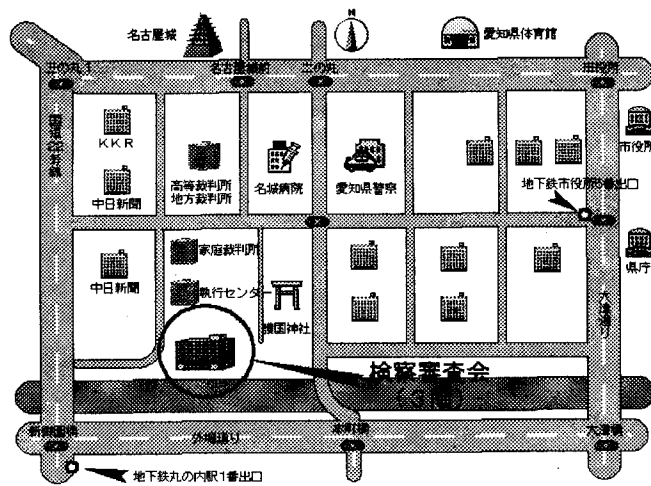
速達

料金後納
郵便

20.9.26
0-8

半澤一宣様

東京都足立区



〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7-5

名古屋第一検察審査会 (052) 203-2423

名古屋第二検察審査会 (052) 203-2425